

| | | | |
|----|-------------------------|----|----------------------|
| | 昭和59年3月16日農林水産省告示第 698号 | 施行 | 昭和59年4月1日 この間1回改正 |
| 改正 | 平成11年5月13日農林水産省告示第 705号 | 施行 | 平成11年6月12日 |
| 改正 | 平成12年1月27日農林水産省告示第 92号 | 施行 | 平成12年2月28日 |
| 改正 | 平成13年5月10日農林水産省告示第 641号 | 施行 | 平成13年6月10日 |
| 改正 | 平成14年3月8日農林水産省告示第 639号 | 施行 | 平成14年4月10日 |
| 改正 | 平成15年2月7日農林水産省告示第 123号 | 施行 | 平成15年3月10日 |
| 改正 | 平成16年1月15日農林水産省告示第 73号 | 施行 | 平成16年5月1日 |
| 改正 | 平成16年4月23日農林水産省告示第 974号 | 施行 | 平成16年5月25日 |
| 改正 | 平成17年2月7日農林水産省告示第 255号 | 施行 | 平成17年3月9日 |
| 改正 | 平成24年8月8日農林水産省告示第1987号 | 施行 | 平成24年9月7日 |
| 改正 | 平成26年9月1日農林水産省告示第1150号 | 施行 | 平成26年10月1日 |
| 改正 | 平成30年1月22日農林水産省告示第 135号 | 施行 | 平成30年2月22日 |
| 改正 | 平成30年9月5日農林水産省告示第1992号 | 施行 | 平成30年10月5日 |
| 改正 | 平成31年4月26日農林水産省告示第 808号 | 施行 | 平成31年5月27日 |
| 改正 | 令和3年6月14日農林水産省告示第1007号 | 施行 | 令和3年12月1日 |
| 改正 | 令和4年2月15日農林水産省告示第 303号 | 施行 | 令和4年3月17日 |

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件

硫酸アンモニア、硝酸石灰、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、硫酸グアニル尿素、オキサミド、硝酸アンモニアソーダ肥料、硝酸アンモニア石灰肥料、硝酸苦土肥料、腐植酸アンモニア肥料、被覆窒素肥料、グリオキサール縮合尿素、ホルムアルデヒド加工尿素肥料、メチロール尿素重合肥料、混合窒素肥料、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、りん酸苦土肥料、熔成りん肥、焼成りん肥、被覆りん酸肥料、熔成けい酸りん肥、鉱さいりん酸肥料、加工りん酸肥料、加工鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥、混合りん酸肥料、硫酸加里、硫酸加里苦土、重炭酸加里、粗製加里塩、加工苦汁加里肥料、腐植酸加里肥料、けい酸加里肥料、被覆加里肥料、液体けい酸加里肥料、熔成けい酸加里肥料、混合加里肥料、肉かす粉末、肉骨粉、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、とうもろこし浸漬液肥料、加工家きんふん肥料、食品残さ加工肥料、混合有機質肥料（植物油かす及びその粉末の二以上を混合したものを除く。）、液状肥料、吸着複合肥料、家庭園芸用複合肥料、りん酸アンモニア、硝酸加里、りん酸加里、りん酸マグネシウムアンモニウム、熔成複合肥料、化成肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、配合肥料、混合汚泥複合肥料、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、硫酸カルシウム、副産石灰肥料、混合石灰肥料、鉱さいけい酸質肥料、シリカゲル肥料、シリカヒドロゲル肥料、けい灰石肥料、軽量気泡コンクリート粉末肥料、熔成けい酸質肥料、硫酸苦土肥料、水酸化苦土肥料、酢酸苦土肥料、炭酸苦土肥料、加工苦土肥料、腐植酸苦土肥料、リグニ

ン苦土肥料、被覆苦土肥料、混合苦土肥料、硫酸マンガン肥料、炭酸マンガン肥料、加工マンガン肥料、鉱さいマンガン肥料、混合マンガン肥料、熔成ほう素肥料、加工ほう素肥料、熔成微量要素複合肥料、混合微量要素肥料

附 則（令和3年6月14日農林水産省告示第1007号）

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

附 則（令和4年2月15日農林水産省告示第303号）

この告示は、令和四年三月十七日から施行する。